

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 1 5 号
件 名	公報等を文書で市政情報室に設置することについて
要 旨	<p>新潟市の情報の公表及び提供に関する指針は、平成30年11月1日施行されました。公表基準は、市政情報室における閲覧、ホームページ掲載、所管する課で閲覧となっています。監査会社に報酬として1,600万円も支払っているのに、公報等を市政情報室に文書で設置せず、インターネットのみで対応しています。パソコン、コピー機が使えない、持っていない市民もいます。</p> <p>今までは市政情報室で文書を閲覧できました。市の職員からコピー代がもったいないと言われました。市民にわかりやすく丁寧な公表に努めるとの基準がありますが、監査委員事務局だけ文書がなく、遠くにある監査委員事務局にしか置いていません。隠したい、見られたくない、公報なんて設置、閲覧の必要はないと言います。国では文書とインターネットでの公表が一般化しています。市政情報室にはキャビネットはあるけども、公報は設置しないことになったため何もありません。</p> <p>なぜ市政情報室への文書の設置を行わないようになったのでしょうか。理由は、債権回収において不納欠損等が毎年多発したり、委託費の支払いが10カ月おくれたりといろいろな事案が発生しているから、それを隠したいのです。</p> <p>インターネット化しても、他部署は市政情報室に今までどおり文書を設置し、インターネットで公表しています。なぜ監査委員事務局のみが設置していないのでしょうか。設置しないことにしたのは、不正、不適切を隠したいからではないのでしょうか。</p> <p>何をやっても許されると思っている市役所。利便性の向上と、新潟県並みに環境整備をすることを強く要望し陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第 1 項 } 総務常任委員会 } 平成 31 年 2 月 19 日 第 3 項</p>
受 理	平成 31 年 2 月 12 日 第 5 4 6 号

記

- 1 監査委員事務局は監査結果に対する各課の対応を正直に公表する制度を構築すること。
- 2 監査委員事務局のやるべきことは市民に隠すことではない。どんなものでも新潟県並みに文書で設置すること。
- 3 公報等は市民にわかりやすい場所で公表するよう閲覧環境の整備をすること。